

## 「入院時食事療養費」について

当院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っております。

入院時食事療養費とは、患者さまが病院で提供される食事にかかる費用のうち、自己負担額（標準負担額）を除いた部分を健康保険から医療機関に支払われる制度（入院中の食事代は、患者さまが一部を自己負担し、残りは健康保険から支払われる）のことであります。

### ①入院時食事療養費Ⅰ（障害者病棟/回復期病棟に入院の65歳未満）

入院時食事療養費の標準負担額（1食あたり）	
所得区分	標準負担額
現行並み・一般	510円
低所得Ⅱ	240円
低所得Ⅱ（過去1年間で90日を超える入院）	190円
低所得Ⅰ	110円

## 「入院時生活療養費」について

当院では入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っております。

入院時生活療養費とは、65歳以上の方が療養病床に入院する際に、食事や居住費などの生活療養にかかる費用のうち、一定の標準負担額を超えた部分を健康保険や後期高齢者医療制度などが負担するものです。

入院時生活療養費・生活療養標準負担額（1食あたり）	
所得区分	標準負担額
現行並み・一般	510円
低所得Ⅱ	240円
低所得Ⅱ（過去1年間で90日を超える入院）	190円
低所得Ⅰ	110円
境界層該当者	110円
指定難病患者	300円

居住費（1日につき）	
所得区分	標準負担額
現行並み・一般	370円
低所得Ⅱ	370円
低所得Ⅱ（過去1年間で90日を超える入院）	370円
低所得Ⅰ	370円
境界層該当者	0円
指定難病患者	0円